

障 障 発 第 0929002 号  
平 成 1 6 年 9 月 2 9 日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

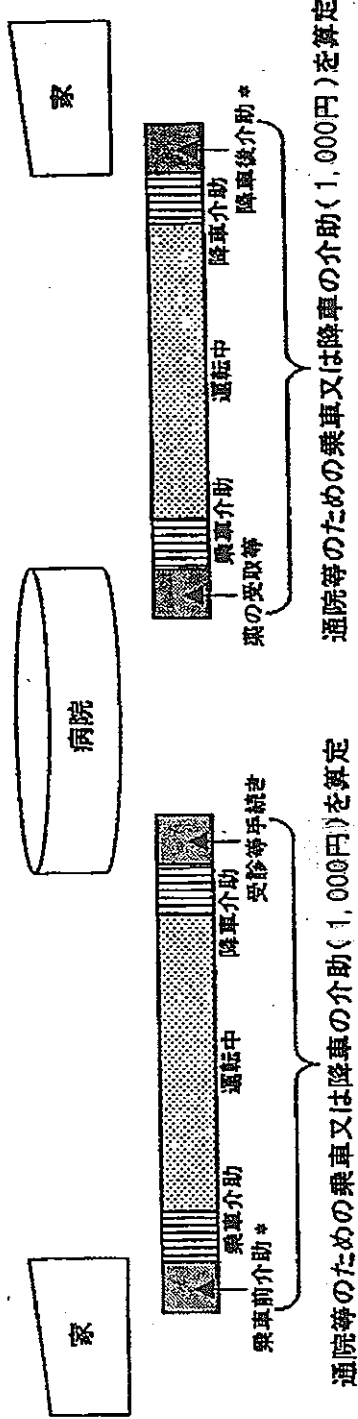
「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」  
及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について

平成16年10月1日より、居宅介護支援費の単価区分として新たに「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」が設けられたところである。この実施に伴う留意事項については、「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」の一部改正について（平成16年9月29日障発第0929003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）によりお示ししたところであるが、今般、「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係について別紙のとおり整理したので、御了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

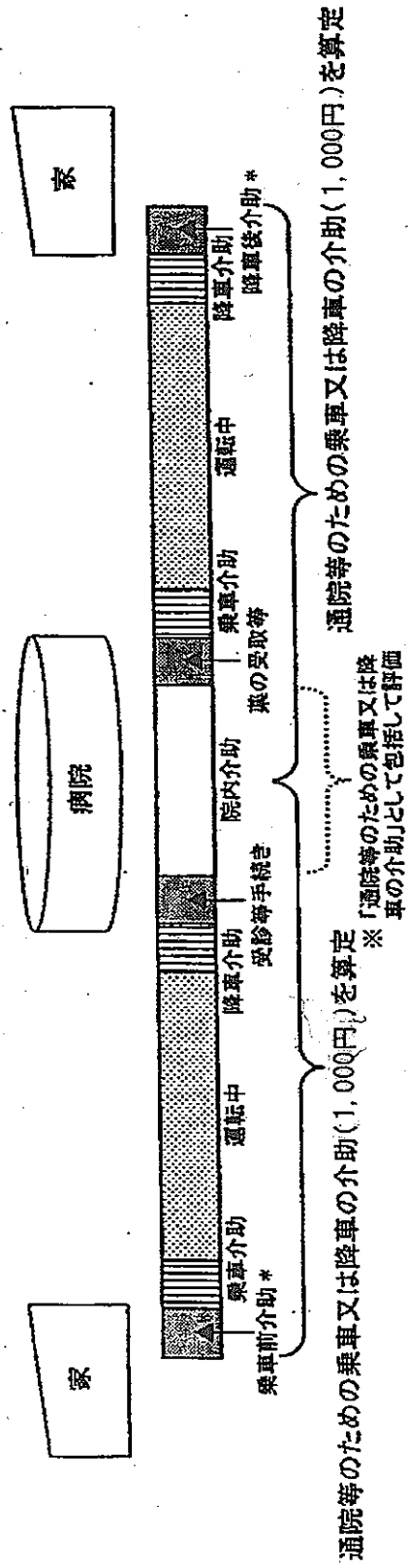
「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係

(1)



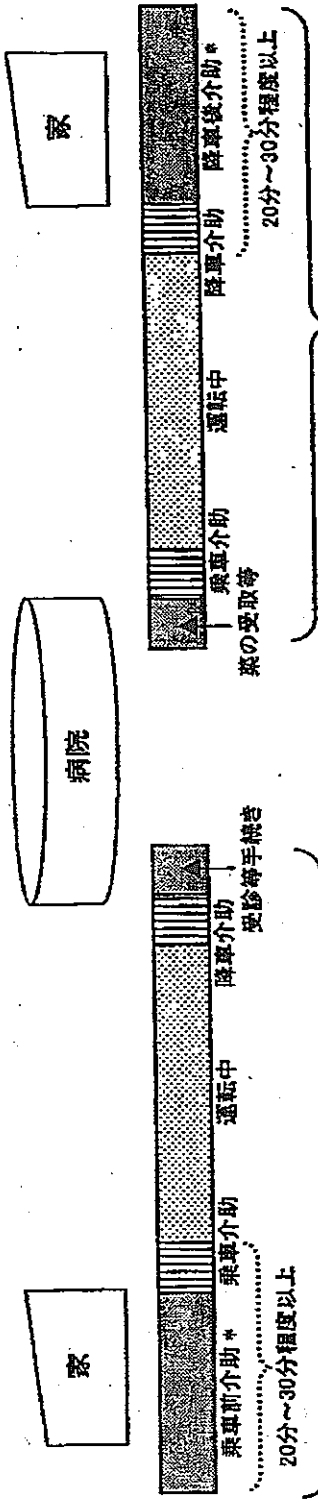
※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。

(1)'



\*「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

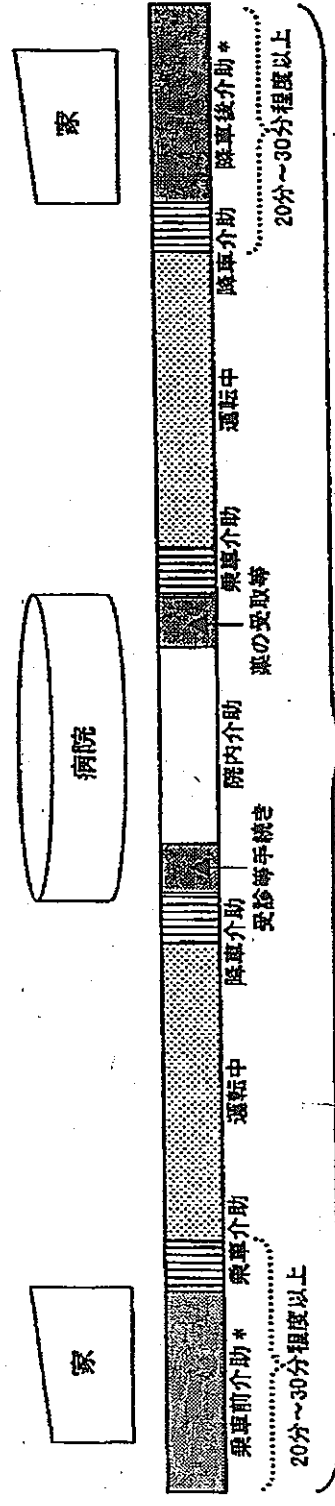
(2) ※通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20分～30分程度以上)を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合



身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

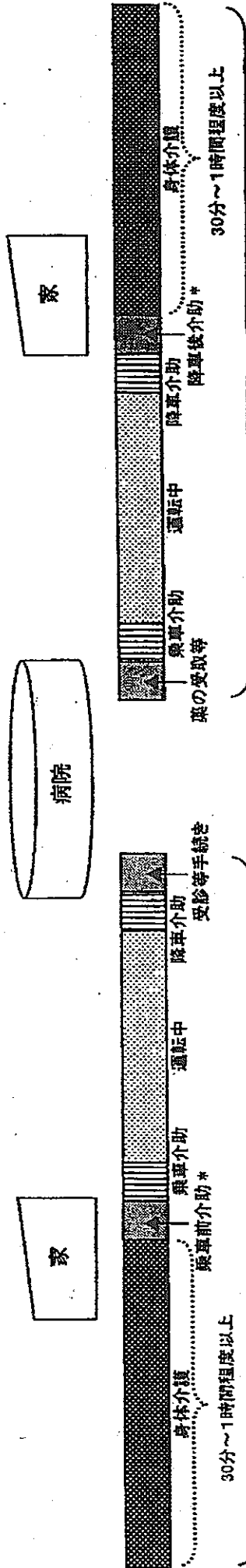
(2)' ※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。



身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

\*「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。

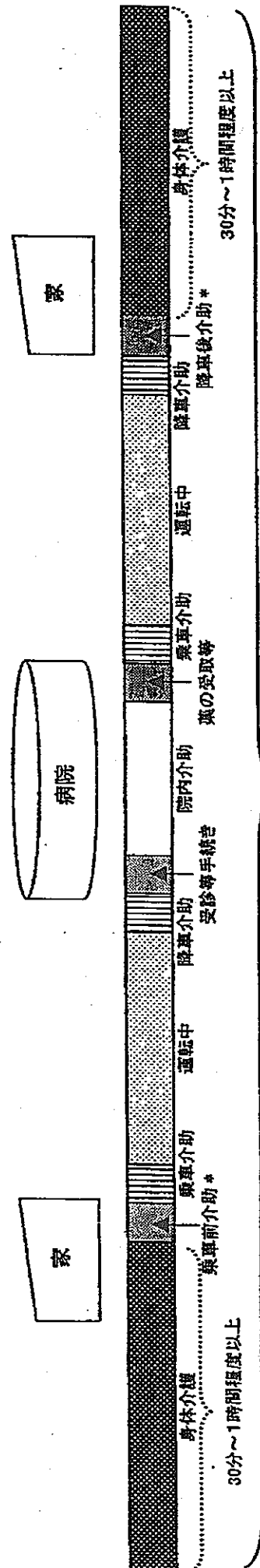
(3) ※居室における外出に直接関連しない身体介護(例、入浴介助、食事介助など)に30分～1時間程度以上を要しかつ当該身体介護が中心である場合。



身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

(3)' ※院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。



身体介護が中心である場合を算定<運転時間を除く>

\* 「乗車前介助」及び「降車後介助」とは、乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護をいう。